

知っていますか。屋外広告のルール

9月1日～10日は屋外広告物適性化旬間です

屋外広告物とは
ビルの屋上にある広告塔、建物の壁にある壁面広告や電柱広告などその形態はさまざまです。また、その内容が営利目的な広告かどうかは問いません。

自分の店舗や会社などに表示する店舗名や会社名なども屋外広告物になります。例えば図のようなものがあります。

屋外広告物を設置する場合、その多くは許可手続きが必要です。自社の店舗や会社などに表示する会社名なども、一定の基準を超えない場合を除き、許可が必要です。事前に市に申請し、許可を受けてください。また、広告物の設置、管理を請け負う事業者(屋外広告物事業者)に依頼する場合は、岐阜県の登録を受けている業者かどうか確認してください。

ルールに違反して広告物を表示・設置した場合、罰則の適用を受けることがあります。

◆このような屋外広告は違反です◆
①破損したり、倒壊落下のおそれがあるものや、道路の安全利用を妨げるものなど

②掲出を禁止されている物件につけたもの

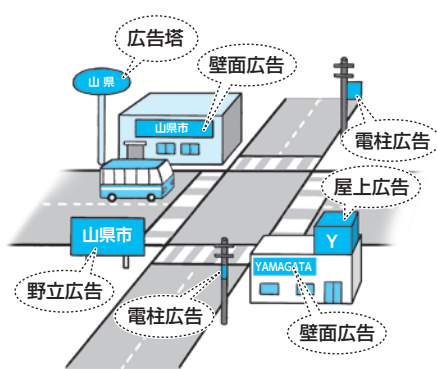
▼歩道橋▼信号機▼道路上の柵▼街路樹▼電柱 など

③掲出を禁止されている地域につけたもの

▼東深瀬白山神社の拝殿の周囲50mの範囲▼官公署、学校、図書館、公民館、体育館、公園 など▼信号のある交差点、曲がり角、坂の頂上など設置すると交通に支障があると思われる場所▼信号の有無に関係なく、国道と国道、国道と県道、県道と県道との交差点

④高さや表示面積、設置場所などの許可基準に違反したものの申請・問い合わせ先

建設課 TEL22-6832



山 県 市 広 報 番 組

企画財政課 TEL22-6825

地上デジタル放送 12chの チャンネルCCN

毎日1回15分間放送

毎週月曜日	19:00～19:15
毎週火曜日	18:15～18:30
毎週水曜日	12:00～12:15
毎週木曜日	20:30～20:45
毎週金曜日	12:30～12:45
毎週土曜日	11:15～11:30
毎週日曜日	9:45～10:00

地上デジタル放送 11chの チャンネルCCN

毎日1回15分間放送
8:30～8:45

なお、上記スケジュールは予告なく変更される場合があります。

今月の放送内容はこちら。

- 「山県市シティプロモーション事業」を紹介します。
- 「元気もりもり!やまがたっ子」では、「富岡保育園」を紹介します。

リポーターの
伊藤由美子です。



画像提供: CCN

9月9日は救急の日

蘇生法を知っておけば、いざというときに不安がなくなります！ 「みんなで、講習を受けましょう!!」

南消防署では、皆さんの救急に対する意識を高めてもらうために、毎月第2日曜日に定期救急講習会(9時~12時)を行っていますので、ぜひ受講してみてください。

★AED(自動体外式除細動器)は音声で使い方を誘導してくれます。
実際に使う勇氣、人を助けたいという気持ちが大切です。



「まさか」の火事！ 火災警報器で助かる命

火事は決して他人事ではなく、どこの家庭にも起こりうることです。
万が一の時でも、住宅用火災警報器があればいち早く火災を知らせてくれます。

設置は義務です

住宅用火災警報器



あなたの家には取り付けましたか？
まだの場合は一日も早い設置をお願いします

南消防本部予防課 TEL22-3874